平成２４年（フ）第１０５５号
堺市南区茶山台２－７－１－104、住民票上の住所大阪府河内長野市北青葉台50番50号
債務者　杉岡　　廣
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　密　　克行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１４５号
静岡県富士市日乃出町21番地の２　ハイコーポヤマヒラＢ―203号、前住所静岡県榛原郡吉田町片岡12番地の１、前々住所千葉県茂原市東郷1401番地の３
債務者　齊藤　健一（旧姓森下）
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第４３号
広島県庄原市口和町永田912番地３
債務者　末広マリリンこと　デル　ピラール　マリリン　ミラン
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第２９２号
千葉県八街市八街い387番地67　ハイツ松林201
債務者　稲田　修一
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２９５号
千葉県八街市大木670番地131　ファミール大木101
債務者　小林　　司
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２９７号
千葉県四街道市大日528番地４　大日セブンハイツ203
債務者　程塚　雄二
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２９８号
千葉県四街道市大日528番地４　大日セブンハイツ203
債務者　程塚由利子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１９５０号
名古屋市千種区今池２丁目23番８号　七福ビル405号
債務者　古金　伸一
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９９９号
名古屋市港区正保町３丁目１番地　正保荘Ｔ－１棟105号
債務者　榎本　眞弓（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３８２号
愛知県西尾市吉良町饗庭向川田３番地１　メゾンアコード203号、前住所愛媛県東温市横河原1371番地３
債務者　手作りパンアルムこと　客野　博文
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３８３号
愛知県西尾市吉良町饗庭向川田３番地１　メゾンアコード203号、前住所愛媛県東温市横河原1371番地３
債務者　客野美智子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２２８号
群馬県高崎市島野町68番地８
債務者　佐藤　憲弘
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第５４７号
埼玉県越谷市南越谷５丁目20番地３　ＴＯＰ南越谷206号
債務者　吉松小寿枝（旧姓石亀）
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５６３号
埼玉県八潮市八潮２丁目７番地28　コーポ宇田川101
債務者　岡崎　春子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５６４号
埼玉県八潮市八潮２丁目７番地28　コーポ宇田川101
債務者　岡崎　美保
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６４１号
埼玉県所沢市金山町９番７号、前住所埼玉県所沢市宮本町２丁目24番18号
債務者　菅原　恵子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部